

第4回西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和6年12月11日

1. 招 集 の 場 所 議員協議会室

1. 開 会 令和6年12月11日

午後1時15分

1. 散 会 令和6年12月11日

午後1時55分

1. 出 席 委 員

委員長 源 正 樹

副委員長 河 野 清 一

委員 大 森 揚 子

委員 山 下 昌 和

委員 宇都宮 久見子

委員 中 村 一 雅

委員 小 玉 忠 重

委員 兵 頭 学

委員 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

医療介護部長 浅野 幸彦

西予市民病院事務長 麓 寿春

野村病院事務長 垣内 千幸

西予市野村介護老人保健施設

つくし苑事務長 亀岡 敦志

医療対策室長 片山 裕介

西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男

野村病院事務長補佐 兵頭 真

西予市野村介護老人保健施設

つくし苑事務長補佐 松崎 美智

医療対策室係長 宇都宮雅己

医療対策室係長 大野本 幸

西予市民病院係長 稲葉 和司

野村病院係長 松本 理恵

医療対策室主任 三好 祐斗

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第98号 西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第112号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更

について

議案第121号 令和6年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第122号 令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後 1 時15分

○河野副委員長

これより第 4 回西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、源委員長より挨拶があります。

○源委員長

源委員長が挨拶を行う。

○河野副委員長

次に、浅野医療介護部長より挨拶をお願いいたします。

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

○河野副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

○源委員長

それでは、議案順に審査を行ってまいります。

まず、議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」説明をお願いします。

○片山医療対策室長

議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、指定管理者での運営開始及び野村病院を無床にすることから影響が生じる西予市病院事業の設置等に関する条例、西予市病院事業使用料及び手数料条例、西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例、西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例及び西予市部設置条例について、必要な改正をするとともに、所要の整備を行うものであります。主な改正内容について御説明させていただきます。

西予市病院事業の設置等に関する条例につきましては、野村病院の無床化に伴いまして、野村病院の名称を西予市立野村病院から西予市立野村診療所へ変更をいたします。また、野村病院では、現在 9 つの診療科としておりますが、そのうち、小児科につきましては、平成 21 年度から休診、麻酔科は、令和 4 年度から手術を行っておりませ

るので、実情に合わせた 7 つの診療科としております。また、野村病院の無床化に伴いまして、一般病床 60 床を削除させていただいております。

西予市病院事業使用料及び手数料条例につきましては、野村病院の無床化に伴いまして、野村病院の入院に伴う部屋代の削除を行うものとなります。また、現在は、手数料として、各種診断書、証明書等を、別表第 3 で内容ごとに規定しておりますが、これらを包括して条項中に規定することとし、現在の手数料の範囲としておりますので、負担が増えるものではございません。

西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例につきましては、組織再編において、医療介護部を廃止することによる改正となります。

西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例につきましては、奨学金の貸与の条件として、市立病院へ勤務することとしておりましたが、つくし苑にも、奨学金の対象者を配置できるよう市立病院につくし苑を加えるための変更になっております。

西予市部設置条例につきましては、令和 7 年 4 月からの 3 施設の運営を指定管理者へ移行することに伴い、医療介護部を廃止し、地域医療全般に関することを、生活福祉部で担当することに伴います改正となります。

以上、西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

ただいまより本案に対する質疑を行います。

質疑の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

○酒井委員

確認でございますけれども、今現在のスマイル保育園は、指定管理に移るんですか、それとも、今までどおりなんですか、その点確認をさせていただきます。

○麓西予市民病院事務長

指定管理へ移行は行わず、市が運営をするというふうになります。

○酒井委員

ちょっとこの書き方がわかりにくくていけなかったんですが、2 項の「病院事業に附帯する事業を行うため、西予市立西予市民病院に保育施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。」というのがあるんですが、これを削るんですか。もうこのままですか。ちょっと解釈がしにくくていかなのですが。

○麓西予市民病院事務長

その部分は新たに加えるという意味でございます。

○酒井委員

加えるということになるんですね。分かりました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 98 号「西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手多数により、当特別委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 25 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 25 分）

続きまして、議案第 112 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称変更について」を議題といたします。

担当者より説明をお願いします。

○片山医療対策室長

議案第 112 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について」御説明をさせていただきます。

本議案は、7 月 22 日の令和 6 年第 2 回西予市議会臨時会におきまして議決をいただきました西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定につ

いて、野村病院を無床化するに当たり、西予市立野村病院の名称を西予市立野村診療所に変更するため、議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 112 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称変更について」原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手多数により、当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 27 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 29 分）

続きまして、議案第 121 号「令和 6 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」についてを議題といたします。

担当者より説明をお願いします。

○麓西予市民病院事務長

それでは、議案第 121 号「令和 6 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」のうち指定管理移行に伴うものの説明をいたします。

予算書 20 ページからの市民病院分について説明をいたします。予算書 20 ページを御覧ください。歳出のほうから御説明いたします。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 8665 万円ですが、これは令和 7 年 3 月 31 日付で西予市を退職することとなる職員は、特別昇給を実施する予定でございます。この特別昇給に要する経費 165 万円と、市町総合事務組合に支払う退職金に伴うものでございますが、支払う追加の費用 8500 万円でございます。

続いて、3 目経費 9669 万 5000 円は、地域医療

振興協会へ支払う開設準備費用でございます。開設準備費用の主な内容としたしましては、現在、開設準備室に、地域医療振興協会から派遣されている職員の人件費、また、不足する職員確保のための広告等の採用関係費用、それから令和7年4月から地域医療振興協会の運営がスムーズに移行できるようにするための、新たに採用する職員の前倒し採用に関する人件費等になります。

2 項の医業外費用及び3 項特別損失につきましては移行とは関係ございませんので厚生常任委員会で御説明させていただきます。

続いて 19 ページへお戻りください。歳入になります。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益でございますが、先ほど説明させていただきました歳出の財源として、給与費におきましては、2 目他会計補助金、1 節一般会計補助金で繰入れをいたします。経費につきましては、4 目負担金及び交付金、1 節一般会計負担金で繰入れることとするものでございます。

予算書の 1 ページにお戻りください。

総則の第3 条で、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正といたしまして、1 億 5230 万円を計上しておりますが、これは西予市民病院に係るものは先ほど説明いたしました、給与費の 8665 万円でございます。

以上が、病院事業会計補正予算（第1 号）のうち、市民病院分の指定管理移行に伴い必要となる経費でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明をいたします。

まず予算書の 1 ページをお開きください。

第2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、病院事業収益のうち野村病院分は 4 億 4908 万 4000 円のうち 1073 万 5000 円でございます。病院事業費用は 3 億 2634 万 6000 円のうち 1 億 2899 万 9000 円でございます。

それでは、予算書 21 ページから 22 ページを御覧ください。

事項別明細書で御説明をいたします。この特別委員会では、指定管理移行に伴う補正予算につい

てのみの御説明ということでございますので、先ほどの病院事業収益 1073 万 5000 円につきましては、説明を割愛させていただきます。

予算書 22 ページをお開きください。

病院事業費用 1 億 2899 万 9000 円のうち指定管理に伴う予算に該当する部分は、1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 6565 万円及び3 目経費 5486 万 5000 円の部分となります。

1 項給与費 6565 万円につきましては、先ほど市民病院で御説明いたしましたとおり、職員の退職時に特別昇給させるため必要となる経費 65 万円と、市町総合事務組合に追加で支払う負担金 6500 万円でございます。

続いて、3 項経費、11 節修繕費につきましては、条例改正の議案を提出しておりますとおり、野村病院が無床となることで、医療法第3 条第2 項により、病院という名称を使用出来なくなることから、正面玄関前にあります表示を変更するために必要な経費 30 万円を補正するものです。また、17 節委託料につきましては、先ほど申しましたとおり、病院から診療所になることで、施設基準や診療報酬などを診療所の基準に変更する必要があるため、現在使用している電子カルテのシステム改修のための委託料 456 万 5000 円に加えて、野村病院に入院中の患者を市民病院へ搬送する必要があることや、野村病院の病棟等で使用していた使用しなくなる医療機器等を市民病院へ移設する可能性があることから、これらの移送費用として 5000 万円を補正するものです。

以上が、病院事業会計補正予算（第1 号）のうち、野村病院分の指定管理移行に伴い、必要となる経費でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

ただいまより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

明浜の診療所がなくなるときに、病院と診療所のどのあたりがどう違うかということを法律的に勉強したつもりですけれども、昨今、また、病院が診療所になるに従って、それがちょっと私の頭の中で曖昧になってきておりますので、後日でい

いですから、診療所と病院の違い、そして規定がどういようになつてゐるのか、そういうことについての一覧表になつてゐるものがあつたら、後日提示していただきたいとこういうふうにしてありますがよろしいですか。

○浅野医療介護部長

後日、資料を提供させていただきたいと思ひます。

○兵頭委員

市民病院のほうですが、支出に経費として 9669 万 5000 円、開設準備費という説明やつたんですけど、開設準備室に協会から何名来られていゝのがちょっと分かりにくいんで、そこら辺の説明をお願いします。

○片山医療対策室長

現在、開設準備室に職員は 4 名います。8 月 1 日から開設をしてゐるんですけども、8 月 1 日につきましては、東京の本部から 3 名職員を派遣していただいております。その後、現地採用ということで、1 名臨時職員を雇用している状況でございます。

○山下委員

兵頭委員が質問された 9669 万 5000 円。これ当初協会側が説明していただいた開設に係る準備金っていうのは私の頭の中で若干あるんですけど、この金額非常に大きいなと正直思つてます。アバウトで先ほど説明プラスこの 9600 万円の内訳のところ、ある程度もう一度説明をしていただければありがたいかなと思ひます。

○片山医療対策室長

内訳としましては、先ほど申し上げました派遣の職員につきましては約 2400 万円の費用、給与費になっております。そのほか、職員の前倒し採用にかかる給与の経費が約 2300 万円、そのほか、先ほど申し上げましたとおり採用関係に関する広告費そういったものがござひます。あとは事務所開設に伴ひます消耗品とか備品の購入費、そのほか車両についてもリースしてありますので、そういった費用も含まれております。

また、準備としまして職員のユニホームということで職員の意識統一、協会になりましたよということで協会の方針で、そういったユニホームをできれば新調したいということでそういった費用も含まれております。

○酒井委員

ちょっと腑に落ちないんですけども行政がそういう判断したんだろうと思うんですけど、開設費の 3 月末までの人件費を向こうから来る場合でも、向こうの経費で見るべきじゃないかと、私はそういうふうにするんですよ。普通の業者間が合併して開設したときには、その出発までは両方の組織が持つべきであつて、西予市からも何人か出てるわけでしょう担当で。そういうことを見たら、私はちょっとそこが腑に落ちないんですよ。お互いが、結局 4 月 1 日を目指して、ある程度のもをつくらうとしてゐるわけですから、それに対して、準備するほうも受けるほうも受けてもらうほうも、フィフティーフィフティーで、人件費なんかを持ってやるべきじゃないか、事務費でもそうだと思うんですよ。半分半分で持つべきだと。4 月 1 日までは。そんなに感じるんですけどもね、私のように、会社経営とかそういうことやつてゐる人間に関しては、ちょっとそれが全部あちらから出向してきてゐる人たちの人件費も持つということでしょう。そういうことですね。確認しますけど、そういうのが私はちょっと腑に落ちないんですけども、行政がどうも力関係つていゝのが、協会のほうがかこの間から見ると、協会の言いなりになつてゐるような気がしていかんのですよ。もっと強く、これで行政のほうも、今引上げられると困るという気持ちはあるでしょうけども、逆に言つたら、あちらもそういう考え方があると思うんで、結局相手がおることなんで、いろんな交渉の段階でやつてゐると思ひますけども、お互いが 4 月 1 日を目指してやつとるんだつたらお互いが負担し合ひながら、やはり設立していくのが本筋だと思うんですけど浅野部長どうですか。

○浅野医療介護部長

貴重な御意見ありがとうございます。確かに酒井委員が言われるように、理屈的にはお互い協力してというの、確かにその流れというのは理解できるところあるんですけども、やはり今までの事例といいますか、協会がそういった形で事業を進めてくる中で、そういった形で実績として、そういった形での方式で、今までもそうしてきたということがござひますので、だから、西予市だけの話であれば例えば協議することはできるかと思うんですけど、やはりちょっと、私どもとしまして

も、以前指定管理したところもそういった形で、やっぱりやってきたという形を言われれば、ちょっとそこはもう一つ押しが弱くなるともございます。ただ、準備室の予算につきましては、確かに精査も必要だと思いますので、そこは、対策室のほうでそこはしっかりと審査をしたいと思っております。

○酒井委員

人件費支払う月が分かってないんですが8月1日から開設した、それから、臨時職員は、何月何日から始まったのか、そして協会から来た3名については、いつから支払うのか、そこんこ教えてください。8月1日に戻ってから払うんですか。予算をここで上げてる訳ですから、これからここで議決して、それからしか払えないはずですから、例えば、今日は12月ですから、1月から結局2000万円いくらは払うということの解釈でいいんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時45分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時46分)

○片山医療対策室長

現在のところ給与費につきましては、協会が支払っている状況となっております。当初につきましては、実績ベースで支払う予定だったんですが、協会としてもちょっと資金繰りが厳しいということで、1月から協会としては、準備費用を支給してほしいという今要望が出ておりますので、それに対応する準備をしておるところでございます。

○酒井委員

細かいこと聞くんですが、臨時職員に雇われた方も1月からですか。その辺りは、細かいことがいろいろありますけど、私が非常に感じておりますのは、協会の言うことを、非常に折衝ですからこれは浅野部長、この間から言ってるんですけども、そここのところを協会の言いなりっていうような感じがこの間からしてるんですよ。だからその辺りはしっかりと、お互いがお互いのものをお互いの次の新しい組織をつくり上げようとしてるわけですから、お互いフィフティーフィフティーで、やはり折衝できるような力関係を保ってやっていただきたい。これが私の希望です。だから細かい

ことは事務的なことの中であるわけですから、その辺りをしっかり相手のおることですから、決まらないと発表出来ない、決まったからでしか発表出来ない。ただし、ほかのみんなは決まってないものを発表しようということは非常に今までも多いわけですね。それで四苦八苦してるわけですから、部長なんかが。それは決まってないものを市民から相手がおること交渉し得るやつを、決まってないのに決まったって、今回もちょっと変えたところがありますけど、その辺りも含めた形で、しっかりとその辺りは決まってないものは決まってない、決めることは決める、ちゃんとしてもらわないと、どうも協会にほとんど折衝ですから、交渉ですから。協会との。お互い同じものを本当にお互いが利があるというような形のものをつくり上げようとしてるんですから、西予市も利がある、逆に言えば協会も利があるという形で、お互いがなし付け合いするような話じゃないんで、そこんこだけしっかりとやっていただきたい。この間から強く言ってるんですけども、なかなかそれが見えないもんですから、改めてこの席で発言させてもらいます。

○宇都宮委員

開設準備室についてなんですけど、ちらほらとは話がありましたけど気づいたら出来てましたけど、これはもう開設したらなくなるのか、この準備室というか今来られてるその3名と、臨時職員の4名の方の対応はどうなっていくんですか。

○片山医療対策室長

開設準備室の職員につきましては、4月以降につきましては協会の人事になりますので、ちょっと私のほうからは、どうこうという申し上げられないんですが、今までの事例からいきますと、やはりずっと携わってきておりますので何カ月残って業務をやっているというのが事例だというふうには聞いております。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時49分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時50分)

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 121 号「令和 6 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手多数により、当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 51 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 52 分）

続きまして、議案第 122 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」についてを議題といたします。

担当者より説明を願います。

○亀岡つくし苑事務長

議案第 122 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明いたします。

なお、つくし苑分の議案第 122 号は全て指定管理者に伴う補正となっております。

予算書 1 ページを御覧ください。

第 2 条収益的支出の補正につきまして、1 款施設事業費用、1 項施設運営事業費用 1755 万円でございます。

次に、予算書 7 ページを御覧ください。内訳を事業別明細書で御説明いたします。

1 款施設事業費用、1 項施設運営事業費用、1 目給与費を令和 7 年 3 月 31 日付で退職することとなる職員の特別昇給分 55 万円と、市町総合事務組合に支払う追加費用 1700 万円の合計 1755 万円でございます。

次に予算書 1 ページにお戻りください。

第 3 条の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正として 1755 万円を追加し、合計 5 億 979 万 3000 円と改めております。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

ただいまより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

また細かいこと聞くようでございますけど、こういう特別支払いするわけですけども退職の、その場合は 3 月末を終わって支払うのか、やめる前の 3 月内で支払うのか、そこんとどちらですか。今のところ 3 月末で支払うのか 4 月入って支払うのかだけ聞かせていただきたいと思います。

○亀岡つくし苑事務長

特別昇給につきましては、1 月 1 日付けの定期昇給に 2 号給、そして 3 月 31 日付けに 2 号級特別昇給を行うようになっておりますので、支払い時期が 4 月になると思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第 122 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手多数により、当委員会として原案どおり可決することに決しました。

本日予定しておりました議案の審査は以上となります。

○河野副委員長

これにて、第 4 回西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会を散会といたします。

散会 午後 1 時 55 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長

源 正 樹